

平成 24 年度 第 2 回特定調達品目検討会議事要旨

日 時：平成 24 年 11 月 9 日（金） 10 時 00 分～12 時 40 分

場 所：経済産業省別館 8 階 827 号会議室

出席委員：指宿委員、岡山委員、奥村委員、乙間委員、辰巳委員、奈良委員、原田委員、
平尾委員、藤井委員、藤本委員、安井委員（座長） 柳委員

欠席委員：宇野委員、奥委員（五十音順、敬称略）

1. 特定調達品目及び判断の基準等の見直しの概要（案）について

【ダストブロー】

- ・ 判断の基準 に該当する製品は、 に含まれるのではないかと。 のただし書き以降を全てに適用する形に変更してはどうか。

⇒ 御指摘のとおり、判断の基準 を に含める形で修正する。（事務局）

【繊維製品】

- ・ 植物性由来のものを入れること自体はよいが、これまで比較対象とする再生ポリエステルは、マテリアルリサイクルを前提にしていたかと思う。今回は、ケミカルリサイクルと比較して同程度となっており、条件が悪いものと比較して同程度といった誤認を与える可能性がある。もう少し適切な比較の仕方があるのではないかと。また、公的に利用する状況にはない学会発表のデータは、参考的な数値と考えるべきである。

⇒ 従前の再生 PET と比較した LCA においては、マテリアルリサイクルとの比較を行っていたが、今回はケミカルリサイクルとの比較で提案があったものである。（事務局）

⇒ 条件を揃えるため、マテリアルリサイクルとの比較で示していただきたい。

- ・ 廃糖蜜は他の分野でも利用ができる材料であり廃棄物の利用とはいえない。また、供給地域がインドに限られることや輸送負荷についても考慮すべき。
- ・ 「生分解性の植物を原料とする」ではなく、「植物を原料とする生分解性の」と、語順を変更した方がよい。

⇒ 御指摘のとおり、修正する。（事務局）

- ・ 全体の環境負荷を下げるためには原料を替えるだけでなく、紡績工程の負荷を減らすことが重要であることから、耐久性の向上による長期使用の観点についても、将来的な課題として検討いただきたい。

【太陽光発電システム】

- ・ 太陽光発電システムについては、海外製品が参入してくることを意識し、リサイクルのシステムについてなども今後考えていく必要がある。

2. 特定調達品目検討会専門委員会における検討結果について

【災害備蓄用品】

- ・ 農林水産省及び日本缶詰協会より、現行の「缶詰」及び「レトルト食品等」の賞味期限に係る判断の基準の「5年以上」を「3年以上」に緩和していただきたいとの意見が出ているが、このことについていかがか。
- ・ 缶詰については、判断の基準を満たす製品が市場に十分供給されるまでの期間は、賞味期限3年以上でよいという経過措置が設定されており、市場動向を勘案しつつ検討を実施すると記載している。3年に緩和すると進展しなくなり、5年としておくことで、これから取組みを行う企業も出てくると考える。
- ・ 配慮事項の「回収、再使用による廃棄物排出抑制に係る仕組み」は、実態としてどの程度実施されているのか。これがある程度実施されているのであれば、判断の基準に格上げし、3年を認めるということにすればよいのではないか。
- ⇒ レトルト食品等については、容器の回収、再使用を行う場合は3年でもよいとしている。缶詰については、実態としてそういった商品があるかは不明である。（事務局）
- ・ 備蓄用品として機能を満たしているものが市場にほとんどないのであれば、品目から外すべきである。業界が通常品を備蓄用品として流用することを認めるべきではない。
- ⇒ 各省庁等の調達実績では、缶詰については毎年30万個程度が調達されており、経過措置が適用されている可能性はあるものの、5年以上の製品は市場に存在している。（環境省）
- ⇒ 災害備蓄用品はもともと特殊品でよいというスタンスであり、市場占拠率は問題にすべきではない。
- ・ 5年の製品を作る時に3年の製品よりも環境負荷が増大することはあり得るか。
- ⇒ 缶詰は、最近ではイージーオープンが主流になっているため、蓋をアルミで作っているが、従来のようにスチールに変えればよい。大量に作ればコストダウンになり、環境負荷が増大することはない。
- ・ 3年が5年になればコスト的には2倍程度であれば十分にペイする。実態として、マーケットが広がればコストが下がる可能性があるのかを判断して決めればよいのではないか。
- ⇒ 各省庁等が入札により予定価格の範囲内で調達することになる。金額については、実態調査を行っていないが、参考資料1-2にあるような4~5倍の価格であれば、一般的には落札できないと考える。（事務局）
- ⇒ 各省庁等から、价格的に調達に支障があるという意見がない限り、このままで問題ないと考え。「缶詰」、「レトルト食品等」に関しては、判断の基準(案)のとおりとしたい。

【引越輸送】

- ・ 引越も輸配送の一部であり、輸配送と基準が重複する項目もある。分けることで調達者の対応が難しくなるのではないか。
- ⇒ 輸配送の対象は、「国内向けの信書、宅配便、小包郵便物及びメール便」であり、引越輸送とは対象が異なるため、別の品目として整理をしたものである。
- ・ 輸配送との違いは、廃棄物とリサイクル物が発生する点である。廃棄物の適正処理等につい

- ては、備考に記載されているが、リサイクルに関するものは配慮事項に明確に入れるべき。
- ⇒ 引越に伴い排出された什器等は引越業者に処分させることが会計法令上不適切であり、それらの有価物については別途契約をして処理をするという前提。したがって、本件の適用の枠外となる。

3. 基本方針前文の見直し（経済産業省認証課提案）について

- ・ 既にある JIS 規格や省エネ基準などオーソライズされたものがある場合は、それを活用することはよい。マネジメントシステムの活用は、できれば配慮事項の全てに書きたいところであるが、別のところで議論すべきであり、特定調達品目の検討会にはなじまないのではないか。
- ・ 主旨の確認だが、グリーン購入法は第三者適合性評価に基づくものであり、その枠組みに第三者的な評価を入れることを意図しているのか。それとも第三者適合性評価の枠組みは保持し、認証ビジネスなどを積極的に取り込みたいという主旨か。

⇒ JIS マークや JNLA は第三者による適合性評価活動の一例であり、これまでの調達サイドによる第三者適合性評価の枠組みの中で、第三者が評価する客観的な情報を活用していただきたいという主旨である。（経済産業省）

- ・ 欧米でもビジネスを進める上で認証が必要だという流れが強くなっており、事業者の努力を評価するといった観点は入れておくべきである。
- ・ JIS 規格があるものは、特定調達品目の判断の基準等として既に採用されている。JIS 規格がない製品について、業界が JIS を策定する動きになればよいが、現在 JIS の対象となっていないものとなっているものの区分けができていないと全体にかぶせるのは難しいのではないか。

⇒ 判断の基準に JIS 規格を既に採用いただいていることは認識している。ここで申し上げたいのは、JIS 規格の有無に限らず、判断の基準への適合性を確認する行為について、第三者の視点を入れることが重要ではないかということである。JIS 規格がないものについても、第三者による試験データの活用は可能である。事業者の中には、基準への適合性について信頼性を確保するため、積極的に、第三者による評価を取り入れている方がいる。こうした事業者の方々の取組を応援したいと考えている。（経済産業省）

- ・ これまでグリーン購入法においては、認証は求めてきていないという歴史がある。これには、認証を求めるとメーカー側にもコストがかかり、ひいては調達コストになるという理由もあった。信頼性確保ガイドラインは、メーカーの適合宣言を確認していただくこと、適合が確認できないことが明らかになった場合、必要に応じて根拠の検証、データなどを確認していただくという形でまとめている。こうした背景の中、第三者認証や試験を国の各機関が積極的に活用する旨を基本方針に記載することは、大きな方針転換となることをご理解いただきたい。（環境省）
- ・ 必ずしも製品認証ではなく、自己適合宣言でもよいということが読めるようにする必要がある。
- ・ 第三者認証による信頼性確保は、コストが製品価格にかかり、社会コストが増大していく

ことになる。環境物品を先進的に開発する中小企業が努力している中で、それを社会コストでふりいにかけるのは好ましくないのではないか。性善説に立ち、徹底した情報公開をした上での自己宣言を評価すべきである。

- ・ 第三者認証では信頼性に応えられないが、それでも自己宣言でよいという積極的な理由が求められているということだと思ふ。マネジメントシステムは「畑」で評価することになり、これは枠組みを変える議論になる。今の調達制度が持っている弱点が提案の中には意識されているのではないか。
- ・ 第三者認証や国際規格として活用されているマネジメントシステムについては、このグリーン購入制度をよりよいものにするという視点として重要である。基本方針でどう表現するかということには議論があると思うが、少なくともプレミアム基準の中で検討したら良いのではないか。
- ・ こうした評価方法を持っていることによって、海外から入ってくる製品にもある程度適用でき、日本の企業を守ることができるという見方もある。製品認証、試験証明という言葉を入れることは疑問だが、少なくとも適合性評価の概念を盛り込んでおくことは今後のためにはなると考える。
- ・ 信頼性のある自己適合宣言をしているフレームワークを基本のレベルに入れるべきであり、第三者認証を重視すべきかどうかは、別のところで議論すべきである。自己適合宣言の仕方を整理し、信頼性を高めたい事業者は第三者認証を受ければよいという形にすればよいのではないか。環境マネジメントシステム、エネルギーマネジメントシステムに取組む事業者は優遇されるべきであり、国際的にグリーン購入法の仕組みを高めていくために今後重要である。但し、第三者認証にこだわるのは時期尚早である。
- ・ 特定調達品目は国の各機関が調達する時の判断の基準であることから、JIS規格を適用するのであれば、個々の品目の判断の基準に入っていないと調達者は使いにくい。JIS規格の適用が不十分であり、より多く採用していくべきというのであれば、個々の基準の中に反映すべきである。
- ・ グリーン購入法の制定時、事業者の自主性を尊重すべきであり、制約すると環境物品への転換が難しくなるのではないかという考えがあった。製品認証や試験の証明などを強制することは、事業者の自主的な発想、需要の転換という観点から見ると難しくなってくる。基本的な考え方の中に第三者による製品認証を入れると、事業者の自主的な転換・発想に枠をはめてしまうことになるため反対である。既に、「その他環境物品等の調達の推進に関する重要事項」(6)に、「環境物品等に関する情報の活用と提供」の中に含まれているため、基本的な考え方の中に入れる必要はない。

以上